

令和8年度
北谷町観光物産プロモーションコンテンツ造成業務
仕様書

1 業務委託名称等

(1) 業務委託名称

令和8年度北谷町観光物産プロモーションコンテンツ造成業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日までとする。

2 業務の目的

本業務は、ピークシーズンからショルダーシーズンにかけて高い稼働率が続く北谷町内の宿泊施設について、オフ期においても安定的な誘客を図るとともに、比較的余力のある美浜地区以外への宿泊誘致を促進するため、新たな観光コンテンツとしてサイクルーズの定着を図ることを目的とする。

また、企業・団体の報奨旅行等のインセンティブツアーを誘致するため、目的地としての北谷町をPRし、本町へのさらなる誘客を図ることを目的とする。

3 業務内容

(1) 国内及び台湾の旅行系メディアでの情報配信の実施

ア 国内及び台湾において個人旅行に影響力を有するメディア（Web、SNS、雑誌等）に対し、最新の観光情報、交通情報及びサイクリング情報を提供し、情報配信を実施すること。

イ 配信に当たっては、情報配信を行うメディア一覧、発信回数、PV数、閲覧数、発行部数等について具体的な目標値を設定すること。業務実施後は、設定した目標値の達成状況を報告すること。

ウ 受託者は、効果検証のため、次に掲げるKPIを必須として設定し、目標値及び実績値を国内および台湾別に整理して報告すること。最終的な数値目標は受託者決定後、本町と協議の上確定する。

(ア) 掲載／配信件数（媒体別、国内／台湾別）

(イ) 発信回数（媒体別）

(ウ) 掲載日または掲載／配信期間

(エ) PV、閲覧数等

(オ) 雑誌における場合の発行部数、掲載号及び掲載ページ（該当がある場合）

(2) 国内及び台湾向け北谷町滞在サイクルツーリズムモデルコースの企画

ア 北谷町へ来訪し宿泊することを前提としてサイクルツーリズムを活用し、本町における滞在時間の延長につながるモデルコースを企画すること。企画に当たっては、サンセット及び花火鑑賞等の定番コンテンツに加え、博物館等の文化施設、街並み散策等の北谷町ならではの体験内容を組み入れること。

イ モデルコースの企画に当たっては、宿泊施設、文化・アミューズメント施設、体験コンテンツ、物販・飲食店等の利用が、特定の事業者又は地域に偏らないよう配慮し、北谷町全域の活用につながるようにすること。

ウ アで企画したモデルコースについて、旅行会社等を通じて造成及び送客を実施すること。

- ・商品形態は、団体、F I T、O T A等による着地型旅行商品を問わない。
- ・本業務における送客について目標値を設定し、業務実施後に達成状況を報告すること。

エ 受託者は、効果検証のため、次に掲げるK P Iを必須として設定し目標値及び実績値を国内および台湾別に整理して報告すること。最終的な数値目標は受託者決定後、本町と協議の上確定する。

(ア) モデルコース数 (国内／台湾別)

(イ) 造成件数 (旅行商品化件数、団体／F I T／O T A／などの区分別)

(3) 国内及び台湾におけるサイクルツーリズム系インフルエンサーによる情報発信の実施

ア 本町の最新の観光情報、交通情報及びサイクリング情報等の魅力を広く訴求できる有力なインフルエンサーを、国内・台湾それぞれ1名以上選定し、情報発信を実施すること。

イ 発信に当たっては、閲覧数等の目標値を設定すること。業務実施後は、設定した目標値の達成状況を報告すること。

ウ 業務実施後インフルエンサーを対象に、当該発信を通じた取材先に関する事項及び本町の観光環境等に関するアンケートを実施し、とりまとめて報告すること。

エ 受託者は、効果検証のため次に掲げるK P Iを必須として設定し、目標値及び実績値を国内および台湾別に整理して報告すること。最終的な数値目標は受託者決定後、本町と協議の上確定する。

(ア) 起用人数 (国内／台湾別)

(イ) 投稿本数 (媒体別)

(ウ) 閲覧数 (媒体別)

(エ) エンゲージメント数 (いいね、コメント保存、シェア等)

(オ) アンケート回収数及び集計結果

(4) インセンティブ団体誘致のためのキーマン招聘（視察）の実施

- ア 国内及び台湾から、インセンティブツアーの送客が見込まれる旅行会社又は企業担当者等のキーマンを北谷町に招聘し、施設及び受入環境を体験・確認できる視察を実施すること。
- イ 業務実施後、招聘したキーマンを対象に、視察先コンテンツの評価及び感想等に関するアンケートを実施しとりまとめて報告すること。
- ウ インセンティブ団体を誘致する体制として、北谷町内の宿泊事業者、飲食事業者その他観光関連事業者との連携体制を構築すること。
- エ 受託者は、効果検証のため次に掲げるK P Iを必須として設定し、目標値及び実績値を国内および台湾別に整理して報告すること。最終的な数値目標は受託者決定後、本町と協議の上確定する。
 - (ア) 招聘人数／社数（国内／台湾別）
 - (イ) 視察行程（訪問先及び実施日程）
 - (ウ) 商談件数
 - (エ) アンケート回収数及び集計結果

4 打合せ

本業務の実施に当たっては、業務実施工程表に基づき実施すること。業務内容に変更、提案又は疑義が生じた場合は、管理技術者は事前に担当職員と十分に打合せを行い、手戻りが生じないように努めなければならない。

また、受託者は作業打合せ簿を作成し、担当職員の確認を受けた後、相互に保管するものとする。なお、進捗状況及び業務内容に関する打合せは、原則として月1回実施するものとし、必要に応じて随時実施するものとする。

5 納品物

事業終了後の報告書には、必ず次の内容を含むこと。

- (1) 取組内容、事業内容及び事業成果
- (2) メディアに掲載又は配信した記事等の内容及び閲覧数、P V数、発行部数等の実績
- (3) 旅行商品の概要及び送客数等の実績
- (4) インフルエンサーの行程、招聘対象者、実施状況、露出結果、アンケートのとりまとめ等
- (5) インセンティブ誘致のために招聘した各キーマンの行程、招聘対象者、実施状況、アンケートのとりまとめ等
- (6) 第3項（業務内容）各号に定めるK P Iの一覧（目標値及び実績値）、達成状況（達成／未達）、未達の場合の要因分析及び改善提案

- (7) K P I の算出根拠資料（媒体管理画面の写し、レポート出力、旅行会社等の実績集計、アンケート集計表等）

6 納品方法

紙媒体（1部）及び電子データ（PDF）により納品すること。

7 その他

- (1) 計画及び実施に当たっては、本町と受託者が十分に協議の上行うこと。
- (2) 業務の実施に必要な経費、著作権使用料及び保険料（著作権使用料、消耗品費、管理費、イベント保険等を含む。）は契約金額に含むものとし、本町は契約金額以外の費用を負担しない。
- (3) 受託者は、業務責任者に関する報告書を本町に提出すること。変更があるときも同様とする。
- (4) 従事者を交代する場合は、業務連絡を綿密に行い、業務に支障を来さないこと。
- (5) 業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (6) 受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、効率的な実施のため必要と認められる業務については、本町と協議の上、部分的に委託することができる。
- (7) 受託者が業務において個人情報を取り扱う場合は、北谷町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第20号）及び北谷町個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年規則第13号）に基づき、適正に取り扱うこと。漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に必要な措置を講ずること。
- (8) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。業務委託終了後も同様とする。

8 「3 業務内容」を実施する上で考慮すべき点

業務（1） 国内及び台湾の旅行系メディアでの情報配信

ア 情報配信に当たっては、特にオフ期の消費者の本町訪問意欲の向上につながる効果的なプロモーション内容を提案すること。

イ 情報配信の内容は、各地域のオフ期の旅行トレンドを踏まえて提案すること。なお、当該内容は、委託契約締結前までに本町と協議の上決定するものとする。

業務（3） サイクルツーリズム系インフルエンサーによる情報発信

ア インフルエンサー選定に当たっては、候補者データ、情報発信回数、SNSの種類等を含め、選定理由及び期待される効果を具体的に提案すること。

イ インフルエンサーの本町への招聘の可否等については、アで選定するインフルエンサーの特性に応じて提案すること。

- ・ 招聘を行う場合は、招聘テーマ、ルート案、実施時期等、招聘に係る一切の実施体制について提案すること。
- ・ 招聘に当たっては、旅行中の事故、治療、救援等に係る費用及び第三者に対する損害が発生した場合の対応等の対策を講ずること。
- ・ 招聘に当たっては、移動手段及び宿泊等の手配、事前の撮影許可申請等、取材に必要な手続きを行うこと。

業務（４） インセンティブ誘致のためのキーマンの招聘

ア キーマン選定に当たっては、候補者データ（旅行会社の場合は過去の送客実績、企業担当者の場合は業種及び企業規模等を含む。）選定理由及び期待される効果を具体的に提案すること。

イ 招聘を行う場合は、招聘テーマ、ルート案、実施時期等、招聘に係る一切の実施体制について提案すること。

- ・ 招聘に当たっては、旅行中の事故、治療、救援等に係る費用及び第三者に対する損害が発生した場合の対応等の対策を講ずること。
- ・ 招聘に当たっては、移動手段及び宿泊等の手配、事前の撮影許可申請等、取材に必要な手続きを行うこと。